

◆条例要配慮個人情報（平成 29 年度第 3 回高知県個人情報保護制度委員会議事録）

また、今後、立法措置の可能性について検討がなされることになってございますが、制度設計に大きな影響を及ぼすのではないかと考えておりました、引き続き、国や他県の状況を注視し情報収集に努めながら対応をしてまいりたいと考えております。

最後に、参考資料の 2-3 をご覧ください。今後の取り組みスケジュールでございますが、当面は情報収集に努めながら制度設計について検討を進めていくというスタンスでございます。国の検討状況によっては計画がずれ込んで、現在、第二段階というふうにお話をしておりますが、第三段階での対応ということも想定されるところでございます。

私からの説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

◎ ありがとうございます。それでは質疑を行いたいと思います。

どうぞ、ご質問等ございます委員の先生方、ございましたら、よろしくお願いたします。

◎ 要配慮個人情報が何かということについての規則のパブコメということなんですけど、それに関する資料というのは、今日はどこにあるんですか。そもそも要配慮個人情報とは何かというところの定義の資料が。それがあつたほうがわかりやすい。

事務局 参考資料の後ろに付いているので。

事務局 すみません。すぐ用意しますので。

事務局 資料のほうは、また後ほどお配りをさせていただきたいと思いますが、規則のほうで定めます要配慮個人情報の内容でございますが、基本的には国の行政機関個人情報保護法の関係の下のほうの規則だとか政令などで定められた内容を掲げています。

国のほうは、法律のほうに定めております病歴だとか犯罪歴というのがございまして、それに準じた内容というものを政令、規則に落としておりますので、私共のほうでも、それに準じて規則のほうで定めています。具体的には心身の障害、身体上の障害、知的障害、精神障害、発達障害も含むわけですけれども、そういった障害。あと、難病等といった情報。あと、健康診断等の結果。あと、健康診断等の結果等に基づいて保健指導を行ったり、調剤が行われたこと。あと、本人を被疑者とか被告人として逮捕とか捜査など刑事事件に関する手続きが行われたこと。あと、本人を少年法に規定する調査とか監護の措置、審判、保護処分といった少年の保護事件に関する手続きが行われたこと。こういったことをまず、規則において定めております。

また、本県で従前からセンシティブ情報として取り扱ってきたものについても、私共の考え方が基本的に、要配慮個人情報と今まで条例に定めていたセンシティブ情報というものは同じものであると、同様のものであるという解釈から、高知県において定められていて、国とかの規定で定めていないものについて追加をしています。ひとつ目には、生活保護法に基づく扶助を受けたこと。生活保護を受けていた事実でありますけれども。もうひ

◆条例要配慮個人情報（平成 29 年度第 3 回高知県個人情報保護制度委員会議事録）

とつは、成年被後見人、被保佐人、被補助人であること。 こういったものを追加させていただいておるという状況でございます。

◎ 参考資料 1 - 2 の。

◎ その裏に。

◎ そこに載せておりますが。

事務局 すみません。実態調査の関係ということではないんですが、私自身がお聞きした事例を紹介したいと思います。

個人情報保護条例、個人情報保護、行政の研修会をしたいということで要請があつて、あるスポーツ施設にお伺いをしたんですけれども、公的なスポーツ施設にお伺いしたんですが、その時に、例えば、目視で障害というのはわかりますけど、あるいは障害の程度をもうちょっと詳しく知っておきたい。あるいは、その病歴を知っておきたい。ただ、要配慮個人情報ということで収集が、本人からの収集も含めてということであれば、その利用者の方の安全・安心をどうやってしたらいいのかというようなお話を頂戴をしたところでございます。

事務局 すみません。今、資料を配布させていただきましたが、現在パブコメ中でありまして、24日までということで、今のところ、県民の皆様からはご意見を頂戴していないという状況でございますが、24日を過ぎまして、部長からもお話をいただきましたけど、速やかに公布・施行をしていきたいということを今現在考えております。

◎ 今の要配慮個人情報の収集の禁止というのは結構厳しいですよ。だから、それは他県を参考にしながら変えていく必要はある程度あるのかなという気もしまして。

全然関係ないかもしれませんが、このあいだ、高知市さんのほうから、うちの娘が足に障害があるんですけど、災害の時に逃げ遅れてはいけないので、その情報提供しませんかみたいな紙が来ていて、私、ちょっと締め切り過ぎちゃって出せなかったんですけど、逃げられるように登録しておきたいんですけど、というようなお伺いが高知市から来て、それを多分、出せば、高知市さん、情報収集すると思うんですよ。ということは、要配慮個人情報を収集しているような気もして、それは一体何なんだろうと思って、ちょっとよくわからなかったんですけど。

ただ、そういったことはあり得るのかなと。災害の時に逃げられるようにとか。だから、ちょっと規定の仕方が全然具体的に思い浮かばないんですけど、そういうことはあり得るのかな。

具体的に県のほうで、こういった場面はやっぱり収集が必要だろうから変えたほうがいいんじゃないかという腹案みたいなものはあるんですか。今のところ、ここで議論するという感じなんですか。

◆条例要配慮個人情報（平成 29 年度第 3 回高知県個人情報保護制度委員会議事録）

事務局 今は、まだないです。

先ほど、課長が申し上げたようなケースはあるだろうと思っておりますけれども、実際、私共が現場に出くわさないのので、実際に事務に携わっている職員からお聞きをして、それを私共がとりまとめた状況ですので、今、実態調査をさせていただいているという状況になります。

何らかの見直しは必要かなとは思ってございまして、それは、私共としては検討させていただいて、またご相談させていただきたい。

◎ 確認ですけど、この資料 1－2 の照会文書の対象が公安委員会に呼べるのは、これはもう捜査機関ですから、県条例の 8 条の規制はかかっていないという理解でよろしいんですね。

事務局 そういうことで、はい。

◎ 私のほうから構いませんでしょうか。

参考資料の 1－5 にロードマップが付いておりますけれども、この中で、9 月、10 月あたりの③で、制度委員会に意見聴取という項目を書いておりますけれども、このあたりに会がもたれるということですか。

事務局 はい、10 月の、また調整をさせていただきますけど、10 月の中下旬あたりで一度、また委員会をお願いしたいと思っております。その時には、調査結果の報告等、一定のご審議いただけるたたき台みたいなものをご用意できればというふうに考えておるところでございます。

◎ すみません。ちょっとわかっていないんですが。

要配慮個人情報について、改正前と改正後であるわけですが、改正後のほうが、規定が明確になるということなんですけれども、今の現状として、この解釈として改正後に入っている内容というのは、今でも、これはこうなんですよというものなんですかね。

明確化するということですが、結局、その明確化された後の情報というのは、改正前であっても、これは、やはり、今現在、収集禁止なんですよと、そういう理解でよろしいということなんですかね。

事務局 その理解で結構です。

◎ 実質的には取扱いを変えるわけではないんですか。

事務局 そのとおりです。

－要配慮個人情報の議論はここまで－

◎ ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

ロードマップを見ますと、先ほどからお話にあります、検討、非識別加工情報制度の導